

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館
【TEL】048-816-8866 【FAX】048-836-1113
【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/> 【Eメール】info@saitama-jichi.jp

良い社会をつくる公共サービスを考える5・24埼玉集会 TPPが公共サービスに与える影響—内田聖子氏講演

公務労協が主催し埼玉県地方自治研究センターが共催した標記集会が5月24日浦和コミュニティセンターで開催されました。TPPは2006年に4か国で協議がスタートし、2010年に米国が参加、日本は国内での大きな反対がありましたが2013年7月に最後に参加国し12か国で協議されました。2015年10月に大筋合意がなされ、2016年通常国会に承認案件として提出されましたが、秋に開催されるであろう臨時国会まで継続審議となっています。今回はこの集会でNPO法人アジア太平洋資料センター事務局長内田聖子氏が話された内容を自治研センター事務局の責任で編集したものを掲載します。後日、主催者が報告集を編集する準備をしていますので詳しくはそれをお待ちください。

TPPで暮らしに迫る危機

皆さん、こんばんは。ご紹介いただきましたアジア太平洋資料センター、PARCという小さなNPO団体で活動しています内田と申します。

きょうは公共サービスだけにとどまらなくて、私たちの暮らし全般、社会の基盤そのものにTPPがどこまで、どのように影響があるのか。そのあたりがまだまだはっきりと多くの人に伝わっていない。実は私たちもずっとTPPの問題を追っているのですが、そういう私たちも、まだまだ影響はわかり知れないという実感をもっています。

幅広い24分野にわたる関税やルールを

TPPは12カ国でやっている貿易交渉です。そして、先ほどからもご指摘があったように、TPPというのは大変分野が広いのです。日本では農産物の関税問題というところがどうしてもクローズアップされています。これは当然の話でして、確かに打撃が大きいのです。ですから、全国の農家の方、そして、それに連なる地域経済全体にかなりの影響が出ると思っております。

ただ、みていただくとわかるように、関税の問

題というのは3つくらいの分野でして、あとの全体というのは、基本的にはルールの交渉なのです。つまり、どういう約束事、どういう取り決めのもとで貿易をやるかというルール、非関税分野ともいいます。ですから、公共サービスはいろいろな種類がありますが、全てはルール問題のところに関係してくるということを指摘したいと思います

秘密交渉—「何が秘密か」も秘密

もう1つは、ずっと秘密交渉が続いてきたということなのです。これはかつての貿易交渉、日本がかかわってきた交渉の中で、ここまでの秘密主義が貫かれた交渉はありません。これは財務省の担当者も国会でそのように答弁しています。どのくらいの秘密主義かといいますと、交渉に入る前に一筆書かなければいけないのです。相手の11カ国との間に秘密を守りますとかいう契約書にサインをしなければ交渉に入れてもらえない。ですから、日本も2013年7月から交渉に入ってきたけれども、そのときに書いているのです。

問題は、そこでサインした秘密に関する契約、これは何と書いてあるのかということ政府に

聞くと、これも秘密ですというわけです。秘密保護法のとときによくいわれた、何が秘密ですかという、それも秘密です。

大筋合意で終わらない—関税撤廃まで続く

TPPの最終目的は、関税を全部ゼロにします。これはもうはっきりしています。あらゆるものに関する関税は、12カ国の間で取っ払います。そして、非関税障壁といわれるルールです。具体的には、それぞれの国の規制だったり、法制度だったり、後で触れますが公共サービスとの関連でいえば、例えば公契約条例だったり、先ほどもあった公共サービス基本条例、こういったものも私たちの社会に必要だと思っつく、ある種の決まり、ルールです。ですけれども、これが外国企業や外国の投資家からすれば、自分たちの自由なビジネスを阻む障壁になるという真逆な見方にも映るわけです。

そのときに、そういう邪魔な障壁、相手の国のルール、取り決めはもうなくしていくという交渉をずっとやっているわけです。ですから、これは企業からすれば自由にビジネスをするための戦いなのです。けれども、我々からすれば、生活のさまざまな基本的な部分を支えてくれている基盤、あるいは人権というものに直接関連するものもあります。権利という場合もあります。そういうものがどんどん市場の中に放り込まれていく。

それでいいのだろうか。そうやっていった先に私たちの日常の暮らしが本当に幸せで安心・安全なのかという戦いなわけです。ですから、主役が誰かということによって、この交渉というかバトルの見え方というのは全然違うわけです。

TPPの本質は徹底した市場化

協定全体を見渡すと、アメリカの全部の主張が通ったわけではありませんけれども、それでもいわゆるアメリカ型ルール、グローバルスタンダードとかいいますが、実はそれはアメリカンスタンダードなのです。アメリカが要求するようなルールというものが、ここに代表的なものを上げましたけれども、著作権とか、医薬品の特許とか、電子情報取引とか、ほかにもありますが、こうしたものが押しなべて採用されています。

一方、いわゆる社会的規制といわれるようなもの、例えば労働。これはILOの条文が引用されたりしていますし、環境だったら環境に配慮しようとか比較的美しいことが書かれているわけですがけれども、こういうものは存在しているのですが、極めて弱いのです。

TPP協定自体は、企業の自由を基本的には保障している中身なわけですがけれども、一方、何か環境を破壊するような行為をしたとか、労働者の権利を侵害するようなことをしたというような場合に企業を縛っていくような法的規制もかけられていませんし、企業側に自由を与えているというものと比較すれば、逆に縛る側というのは非常に弱い条項になっているということが指摘されると思います。

農業へのダメージはとても大きい

農業、農産物の関税問題。これは皆さん、いろいろな新聞等で一番接している情報だと思えますが、2013年の時点の衆参の委員会が出された国会決議議があります、日本が入る前です。賛成、反対、どうしようかと迷っている方は1つの指針になると思えますけれども、これと、今回の結果を比較すると、この決議で上げられた、いわゆる農産品の聖域5品目、お米、小麦、牛肉、豚肉、砂糖、乳製品、これらが結果どうなったのかといえば、いずれも聖域というのは一ミリたりとも入ってはいけないという神の領域、そういう定義をしたわけですが、結果的には譲歩しまくりという結果です。

政府は、何とか守った。この決議があったから、ここでとめられたみたいな言い方をしますが、もともとこの決議を読んでもいただければわかるように、全て聖域は交渉の除外とか再協議の対象にすると。「聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さない」、ここまで書いていたわけですが、全くそれは実現しませんでした。約束は守れませんでしたねという結果です。

私は、2013年に農水省が出した数字が、実は一番リアルな日本の農業の今後の姿かと思っています。つまり、自給率は14%まで低下すると農水

が出している。今、政府は、そんなことはない、50%にまで上げるといっていますけれども、それは現実的ではないです。ですから、多分14%くらいに低下してしまうと思います。それから、農業の多面的機能とか雇用、ここも非常に心配になります。農業をやっている方だけがやめるという話ではないのです。関連産業があります。加工したり、それを運ぶ流通、それを販売するお店とかレストラン、そういう地域全体の小さなサプライチェーンが、原材料がつかれなくなることによって失われるのです。ですから、ここの数字が実は一番リアルな結果ではないかと私は思います。ですから、地域経済全体への影響が懸念されます。

特にTPPは、やはりアベノミクスと同じ構造だと思いますけれども、都市部の一部の限られた大企業はある程度利益が得られるかもしれないが、地方に対しては徹底的に厳しいです。農業は潰れるし、後からお話をしますけれども、建設業というものもなかなか厳しくなってくると思いますから、地域間の格差を今以上に広げていく危険性が高いと思っています。

医療・国民皆保険は守れるか

多くの方が、TPPで国民皆保険が壊されてしまうのではないかと懸念をもっていました。医療ももちろん広い意味で公共サービスの1つですから、皆さんもご関心が高いと思うのです。膨大なテキストの協定文を読み込んでいくと、ここにいろいろ難しいことが書いてあるのですが、医療という個別の分野はありませんので、いろいろなところでまたがって存在しているわけですね。結論からいうと、TPPによって国民皆保険制度が直ちに壊れる、なくさなければいけないということはありません。これは事実としてぜひ認識していただきたい。日本政府だってそのように説明しています。

大きくは医薬品のところが、やはりTPPで企業にとって非常に有利な結果になったのです。具体的にいうと、薬には特許権がついています。特許権で守られているので、企業は莫大な研究費、開発費などを投じて、後で回収するということができているわけです。特許権が切れれば、いわゆるジェネリッ

ク薬という安い薬がつくられるようになっていく。だから、企業の側に立てば、特許期間は1年でも2年でも長いほうが、その分、特許料が入ってきますので得をするのです。

国民皆保険制度とのかかわりでいうと、アメリカの医療業界というのは、ずっと日本に参入したいのです。医療業界というのは、具体的には民間の病院、製薬会社、医療機器のメーカー、そして保険です。これらの業種をまとめて医療保険業界といいます、TPPの前からずっと参入したいと思っていたわけです。こういう業界が、私たちがいろいろな資料を読み込む中でわかったのは、ある時点から、皆保険制度に直接手をつけてしまったら、さすがに国民の反発が大きいよねと気づいたのです。例えば、皆さん、TPPの決まった協定文の中に、はっきりと皆保険制度はもう廃止しなさいと書かれていたらどうですか。これは国会で絶対通らないですよ。医師会とか全ての国民が立ち上がって、嫌だ嫌だというわけですね。だから、そんなあからさまな反対をおおるようなことはやめて、別の道から皆保険をじわじわと壊していったらいいのではないかとというような戦略を取り始めているというように私たちは思っています。

医療費全体というのは今40兆円ですが、薬の金額というのは大体10兆円といわれています。ここに今ご紹介したような高額かつ結構よく効く薬がどんどん売り込まれるという大変ですけども、求めている患者さんももちろんいますから、そういう形で保険収載されていくということが起こっています。

それから、ワクチンです。海外の製薬企業は、ワクチンというのはドル箱みたいなものですから、これもやれ、あれもやれといって売り込んできているわけですね。ですから、ニボルマブという高額な薬、たった1つの薬が保険収載されることによって、患者さんが結構たくさんいるわけですから、それだけで全体の医療費はふえるわけですね。そうしていくと、上のグラフをみてわかるように、財政的にやっていけなくなるわけですね。国がもうカバーできなくなるほど医療費が膨らんでくる。それを続けていけば、結果的に皆保険制度は破綻していきます。形は残ったとしても、実際上は自由診療と保険適用が同居す

る混合診療となり、最終的には自由診療になっていくというような形で、これはシナリオとしてしっかり描かれているのではないかとこのように私たちは考えています。

I S D S という危険な仕組み

T P P が進行すると外国の企業や投資家と業務を委託したり、契約をするということは比較的当たり前になってきています。I S D S という、投資家が予想していた利益、見込んでいた利益を相手の国の規制や政策が変わることによって得られなくなった際に賠償金を訴えられる I S D S という仕組みがあるのですけれども、そうやって訴えてくる人の範囲は非常に広いということになるわけです。

この I S D S という仕組みは非常に問題があります。問題を上げれば切りがないのですけれども、まず訴える先が相手の国の裁判所ではなくて、先ほどの図にあった国際機関です。世界銀行というのはグローバル化を推し進めてきたような仕組みのところですから、そういうところに訴えるということですし、いわゆる裁判に当たる仲裁廷という審理は全く公開されない。

それから、誰が決めるのかということも問題があって、やはり投資家側の利益に近い人たちが、これまでも決めてきているわけです。

それから、判断の基準は、公共の利益とか、地域の発展とか、雇用を守るということではなくて、単に投資家や企業が、その規制や政策変更によって経済的な不利益をこうむったのかどうなのか。そのこの1点のみです。ですから、こちらに書いたように、公共政策がみんなのものを守ろうとか、そういうことは基準に入っていない。

それから、負けた場合、莫大な賠償金が求められるわけです。何千億ドルとか、何兆円とか、そういうレベルに至る場合があります。これは国民の税金から払う。1企業1投資家に対してになります。

最後に、公共とは何か—人々のいのちと暮らしを守り税金の使い道に責任を

医療だとか水道、郵政とか保険というのは、具体的にアメリカの企業の同じ業界が日本市場に入ろうということを公言しているわけです。さっきいったように、この規制をこのように緩和させ

て入っていこうということをあからさまにしているような分野ですから、この辺が一番心配かと思っています。

1つだけ情報としてお伝えすると、しかし、世界の流れとしては、一旦民営化した水道サービスが結構あるのですけれども、これが、やはりだめだったよね、みんなにとってよくなかったよねということで、再公営化するという動きが実際には起こっています。このときに、さっきいった I S D S で訴えられているというケースももちろんありますし、そこと戦っているわけです。

P S I (国際公務労連)なども協力して、このレポートが出されたのですが、今、アメリカでさえ59の自治体で、民営化したけれども、再公営化したというケースが。フランスなどもそうです。パリなども、一度民営化されたけれども、再公営化されたということになっているのです。

実は日本は幸いなことに、外国から比べればまだまだ民営化されていないのです。ですから、こういう経験から学ばないといけないと思います。

一度民営化し、市場化してしまえば、それをもとに戻すことはなかなか難しいわけです。世界の流れは、今このようになっているわけですので、やはり市場化してはいけない公共サービスがあるのだということをはっきりと訴えていくべきかと思っています。

最後に内田氏の講演を聞いた私は閉会のあいさつで、「公共サービスということ考えたときに、税金の使い方に公務員や自治体の議員や首長が責任をもつということが一番大事だと思っているのです。民営化が頭から悪いといってしまうと、なかなか難しい時代になりました。アメリカの企業ではだめだということも難しいと思うのです。だけれども、そこで本当に市民のための税金の使い方になっているのかということをちゃんとチェックする。あるいは、何か事件が起きたときに、事故が起きたときに、それに対して首長や議会がちゃんと責任をとることが大切です。」と述べ、そういう政治・行政の在り方を基礎に市民のための公共サービス充実に努力していこうとあいさつしました。(事務局長・船橋)